

段ボール

#抗告訴訟係属中

- ・ 2024-11-10 現在、上訴の有無について未確認
 - ・ 東日本需要者向けトーモク等
 - ・ 東日本需要者向けレンゴー等
- ・ 令和 6 年 10 月 23 日 コバシ等 上告不受理
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061023R06G06000123K>
- ・ 令和 6 年 5 月 31 日 東日本需要者向けレンゴー等東京高判
 - ・ 東京高判令和 6 年 5 月 31 日・令和 3 年（行ケ）第 6 号〔東日本地区所在需要者向け段ボール製品レンゴー等〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060531R03G09000006K>
 - ・ 相澤眞木、河村浩、廣瀬孝、宮崎拓也、佐々木健二
- ・ 令和 6 年 5 月 31 日 東日本需要者向けトーモク等東京高判
 - ・ 東京高判令和 6 年 5 月 31 日・令和 3 年（行ケ）第 11 号〔東日本地区所在需要者向け段ボール製品トーモク等〕
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060531R03G09000011K>
 - ・ 相澤眞木、河村浩、廣瀬孝、宮崎拓也、佐々木健二
- ・ セミナー資料 2024-11_1
- ・ 令和 6 年 3 月 27 日 大口需要者向けレンゴー 上告不受理
 - ・ 審決命令集 70 巻 501 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060327R05G06000030K>
- ・ 令和 6 年 3 月 27 日 大口需要者向けトーモク 上告不受理
 - ・ 審決命令集 70 巻 500 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060327R05G06000029K>
- ・ 令和 6 年 3 月 13 日 東日本需要者向けサクラボックス等 上告不受理
 - ・ 審決命令集 70 巻 499 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R060313R05G060000328K>
- ・ 令和 5 年 11 月 24 日 上告不受理（令和 5 年 4 月 21 日分）
 - ・ 王子コンテナ等
 - ・ 審決命令集 70 巻 496 頁

- ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051124R05G06000290K>
 - ・ 東京コンテナ工業
 - ・ 審決命令集 70 巻 498 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051124R0%EF%BC%95G06000291K>

- ・ 令和 5 年 10 月 20 日 東日本需要者向けコバシ等 東京高裁判決
 - ・ 東京高判令和 5 年 10 月 20 日・令和 3 年（行ケ）第 9 号〔東日本段ボールシート等コバシ等〕審決命令集 70 巻 452 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R051020R03G09000009K>
 - ・ 相澤哲、増田吉則、篠原淳一、富岡貴美、宇田川公輔
 - ・ 以下の認定があるが、特に気付いたことはなかった
 - ・ 意思の連絡の認定
 - ・ 各原告が意思の連絡に参加したことの認定
 - ・ 100%子会社に対する供給

- ・ 令和 5 年 6 月 16 日 東日本需要者向け福野段ボール工業 東京高裁判決
 - ・ 上告受理申立て等なし [令和 5 年度独占禁止法違反事件処理状況]40 頁
 - ・ 東京高判令和 5 年 6 月 16 日・令和 3 年（行ケ）第 10 号〔東日本段ボールシート等福野段ボール工業〕審決命令集 70 巻 387 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050616R03G09000010K>
 - ・ 6 月 19 日 更正決定（課徴金算定率）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050619R05G09000010K>
 - ・ 木納敏和、和久田道雄、真辺朋子、森剛、上原卓也
 - ・ 「一定の取引分野」、多摩談合、シール談合、タネ（76）
 - ・ ハードコアカルテルでも競争変数左右の認定が必要（81～86）
 - ・ 実行の始期 = 値上げ予定日（86～88）
 - ・ 消費税相当額（88～90）
 - ・ 過半理論（91～93）

- ・ 令和 5 年 6 月 16 日 東日本需要者向けサクラボックス等 東京高裁判決
 - ・ 東京高判令和 5 年 6 月 16 日・令和 3 年（行ケ）第 5 号〔東日本段ボールシート等サクラボックス等〕審決命令集 70 巻 332 頁
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050616R03G09000005K>
 - ・ [木納敏和] [和久田道雄] [真辺朋子] [森剛] [上原卓也]
 - ・ 「一定の取引分野」、多摩談合、シール談合、タネ（73～74）

- ・令和5年4月21日 東日本需要者向け王子コンテナ等 東京高裁判決
 - ・東京高判令和5年4月21日・令和3年（行ケ）第8号〔東日本段ボールシート等王子コンテナ等〕審決命令集70巻128頁
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R050421R03G09000008K>
 - ・永谷典雄、吉田光寿、中野達也、神野律子、須賀康太郎、
 - ・吉田裁判官の「吉」は下が長い。
 - ・当裁判所の判断
 - ・99頁以下
 - ・意思の連絡
 - ・100-112（特に100-101、107-108）
 - ・売上額の認定
 - ・意見聴取手続から訴訟手続に至る諸事情を踏まえた認定
 - ・118-121

- ・令和4年9月16日 大口需要者向け 東京高裁判決
 - ・東京高判令和4年9月16日・令和3年（行ケ）第12号〔大口需要者向け段ボールケース〕審決命令集69巻90頁
 - ・トーモク レンゴー 2社とも
 - ・https://snk.jftc.go.jp/DC005/R040916R03G09000012_
 - ・[村上正敏] [伊良原恵吾] [内堀宏達] [中山雅之] [鈴木拓児]
 - ・54～55頁 実行の始期（値上げ予定日）
 - ・64～65頁 割戻金
 - ・両者とも上告・上告受理申立て

- ・令和3年2月8日 審決
 - ・東日本地区所在需要者向け段ボールシート・段ボールケース
 - ・https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_1.html
 - ・公取委審判審決令和3年2月8日・平成26年（判）第3号〔東日本地区需要者向け段ボールシート等〕審決集67巻138頁
 - ・審決取消訴訟
 - ・サクラボックスほか1名
 - ・レンゴーほか6名
 - ・王子コンテナほか10名
 - ・コバシほか6名
 - ・福野段ボール工業
 - ・トーモクほか3名

- ・東京コンテナ工業
- ・大口需要者向け段ボールケース
 - ・ https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_2.html
 - ・ 公取委審判審決令和3年2月8日・平成26年（判）第139号〔大口需要者向け段ボールケース〕 審決集 67 巻 286 頁
 - ・ 審決取消訴訟
 - ・ レンゴー
 - ・ トーモク
- ・ 平成26年6月19日 段ボール
 - ・ <https://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10249831/www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h26/jun/140619.html>
 - ・ 課徴金納付命令
 - ・ https://snk.jftc.go.jp/DC005/H260619H26J03000114_
 - ・ 11号排除措置命令事件
 - ・ 「特定段ボールシート」の定義（命令書末尾定義語表）で、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向けに限定。
 - ・ 12号排除措置命令事件
 - ・ 「特定段ボールケース」の定義（命令書末尾定義語表）で、東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向けに限定。
 - ・ 13号排除措置命令事件
 - ・ 「特定ユーザー向け段ボールケース」の定義（命令書末尾定義語表）で、別表の「交渉窓口会社」と取り決めた価格で購入する別表の「特定ユーザー」と取引するものに限定。「交渉窓口会社」には非東日本所在のものもあり、地域で限定されていない。
 - ・ 違反行為甲の一部が途中で分離して違反行為乙に
 - ・ 「
 - ・ (4)ア 12社は、平成23年10月17日、東京都中央区所在の紙パルプ会館において開催された三木会の会合の場を利用して、各社同様の引上げ方針を表明するなどして、特定段ボールケースの販売価格を現行価格から12パーセントないし13パーセント以上引き上げる旨合意した。
 - ・ [略]
 - ・ エ 前記アの合意後、遅くとも平成23年10月31日までに、前記アの合意の対象となる需要者を含む別表5の「特定ユーザー」欄記載の事業者(以下「特定ユーザー」という。)に対する段ボールケースの総販売金額の大部分を占めるレンゴー、王子コ

ンテナー、日本トーカンパッケージ株式会社、株式会社トーモク及び森紙業株式会社の5社は、特定ユーザーについて、前記アの合意とは別に段ボールケースの販売価格を引き上げる旨を合意した。この結果、以後、特定ユーザーについては、事実上前記アの合意の対象外となった。

- ・」
 - ・(12号排除措置命令書4-5頁)
 - ・上記エの新たな合意が、13号排除措置命令事件の違反行為だと思われる。
 - ・なお、13号排除措置命令書をみると、特定ユーザーの交渉窓口は非東日本もあるので、13号排除措置命令事件の対象となった取引の全てが12号排除措置命令事件の取引に含まれていたわけではないと思われる。上記引用部分でも、「前記アの合意の対象となる需要者を含む」という表現となっている。
- ・13号排除措置命令事件の減免
 - ・(王子コンテナーと森紙業との関係について以下の一部を修正。ご指摘に感謝します。)
 - ・13号排除措置命令事件について、日本トーカンパッケージが「30%」と公表。
 - ・しかし、事業取りやめとは書かれていない王子コンテナーと森紙業が、違反者とされたにもかかわらず排除措置命令を免れている。
 - ・したがって、これらの2社は、減免公表はされていないが、調査開始日前の減免申請をしたのではないかとも思われる。
 - ・これらの2社は、いずれも課徴金納付命令を受けていない(発表資料別表3)。
 - ・これらの2社は、いずれも、王子ホールディングス(王子製紙)の完全子会社である。
 - ・王子製紙の平成22年度有価証券報告書(7頁)
 - ・王子ホールディングスの平成24年度有価証券報告書(9頁)
 - ・(王子ホールディングスは王子製紙が商号変更したもの→24年度4頁)
 - ・違反行為期間は平成23年10月～平成24年6月。
 - ・減免申請は、平成24年6月から9月頃だと思われる(下記)。
 - ・(なお、王子コンテナーと森紙業は、いずれも、他の2事件で排除措置命令・課徴金納付命令を受けている。)
- ・13号排除措置命令事件の調査開始日
 - ・13号排除措置命令書をみると、
 - ・「平成24年6月5日、公正取引委員会が平成26年(措)第11号及び第12号により措置を命じた事件において、5社の営業所等に独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、」
 - ・(13号排除措置命令書5頁)
 - ・となっており、平成24年6月5日の立入検査は13号排除措置命令事件の立入検査ではなかったことを公取委が認めている。
 - ・愛知電線が争ったVVF事件の排除措置命令書で、問題となった平成21年12月17日

の立入検査について、「本件について」の立入検査であるとされているのと対照的である。

- ・段ボール事件の場合、12号排除措置命令事件の違反行為が、途中で分離して13号排除措置命令事件の違反行為となったというのであり、3品種の立入検査にVVFが含まれるというより、12号の立入検査に13号が含まれるというほうが、相対的に簡単である可能性があるようにも思われるが、詳細な事実が定かではなく、問題の指摘にとどめる。
- ・ともあれ、13号排除措置命令事件の調査開始日は更に後だということになる。
- ・(平成24年9月19日に立入検査があった旨が報道されている。)

損害保険

- ・令和 6 年 10 月 31 日 排除措置命令・課徴金納付命令・留意点等
 - ・公取委命令令和 6 年 10 月 31 日・令和 6 年（措）第 12 号・令和 6 年（納）第 24 号〔JOGMEC 向け損害保険〕
 - ・公取委命令令和 6 年 10 月 31 日・令和 6 年（措）第 18 号〔東急向け損害保険〕
 - ・https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa.html
 - ・公表文 PDF
 - ・https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_honbun.pdf
 - ・代理店の共立は、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）の事件
 - ・公正取引委員会「共同保険に係る独占禁止法上の留意点等について」（令和 6 年 10 月 31 日）（同日の損害保険会社に係る公表文の別添 1）
 - ・https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/oct/241031_shinsa_betten1.pdf
- ・審決等データベース
 - ・排除措置命令書
 - ・JERA（令和 6 年（措）第 10 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000010K>
 - ・コスモ石油（令和 6 年（措）第 11 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000011K>
 - ・JOGMEC（令和 6 年（措）第 12 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000012K>
 - ・シャープ（令和 6 年（措）第 13 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000013K>
 - ・京成電鉄（令和 6 年（措）第 14 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000014K>
 - ・警視庁（令和 6 年（措）第 15 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000015K>
 - ・東京都（令和 6 年（措）第 16 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000016K>
 - ・仙台国際空港（令和 6 年（措）第 17 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000017K>
 - ・東急（令和 6 年（措）第 18 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J11000018K>
 - ・課徴金納付命令書
 - ・JERA（令和 6 年（納）第 18 号）
 - ・<https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000018K>

- ・コスモ石油（令和 6 年（納）第 21 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000021K>
- ・JOGMEC（令和 6 年（納）第 24 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000024K>
- ・シャープ（令和 6 年（納）第 26 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000026K>
- ・京成電鉄（令和 6 年（納）第 28 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000028K>
- ・警視庁（令和 6 年（納）第 31 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000031K>
- ・東京都（令和 6 年（納）第 32 号）
 - ・ <https://snk.jftc.go.jp/DC005/R061031R06J03000032K>
- ・セミナー資料 2024-11_2
- ・令和 6 年 8 月 5 日 京成電鉄と東京都について意見聴取手続に入る旨の報道
 - ・日経
 - ・ 関係者によると、新たな処分案は京成電鉄と東京都向けの保険について通知された。
 - ・ 京成電鉄向けは、4 社が遅くとも 2019 年 12 月以降、見積もり合わせに当たって事前に主幹事となる損保会社を決め、カルテルを結んでいた疑いがある。
 - ・ 京成電鉄が各社に支払った保険料から算定した課徴金額は損保ジャパン以外の 3 社で計約 1 億 2000 万円となる。損保ジャパンは調査開始前に自主申告したため、課徴金減免（リーニエンシー）制度に基づき、納付命令を免れるもようだ。
 - ・ 東京都向けでは、あいおいを除く 3 社が遅くとも 19 年 3 月以降、入札の受注予定者をあらかじめ決めていた疑いがある。落札した損保ジャパンに約 3500 万円の課徴金納付を命じる。
 - ・ ほかにも国内発電最大手の JERA やコスモエネルギーホールディングスなど 4 社・団体向けの保険契約で独禁法に違反した疑いがあるとして課徴金納付命令を視野に調査を継続しており、課徴金はさらに膨らむ見通しだ。
- ・令和 6 年 7 月 4 日 東急と仙台国際空港について意見聴取手続に入る旨の報道
 - ・「仙台空港」の運営会社が「仙台国際空港」
 - ・毎日
 - ・ 関係者によると、公取委は今回、東急と仙台空港の事件を先行して処分するとみられる。東急の事件では 4 社が、仙台空港ではあいおいを除く 3 社が、2022 年に火災などの損害保険でカルテルを結んだとされる。ただし、東急との契約については東急側が疑いを抱いたことで入札がやり直され、不正行為による売り上げがな

- く、仙台空港との契約も課徴金算定額が基準に達しなかったという。
- ・ このため公取委は、課徴金の納付は命じず、再発防止を求める排除措置命令にとどめる見込み。一方で、調査中の残りの事件ではカルテルによる売り上げが成立している契約もあり、課徴金納付命令に発展する可能性も残る。
- ・ 日経
 - ・ 一連の問題は23年6月、東急との保険契約を巡って表面化した。公取委は同年8月、4社に資料提出を求める任意の調査を開始。東急と仙台国際空港向けの取引について先行して調べていた。
 - ・ 同年12月に国内発電最大手のJERAやコスモエネルギーホールディングスなど6企業・団体との契約でもカルテルを結んだ疑いがあるとして、損保4社と保険代理店2社を立ち入り検査した。6企業・団体との契約については課徴金納付命令も視野に継続して調べる。
 - ・ 報道まとめ
 - ・ 「損保大手4社を行政処分へ」などの見出しのニュース。毎日新聞と日本経済新聞の報道によると、
 - ・ 1 「東急向け」と「仙台空港向け」の2件で排除措置命令に向けた独禁法49条以下の意見聴取手続に入った。これらの2件は令和5年8月からの任意調査の対象。
 - ・ 2 課徴金は無し
 - ・ (1) 東急向けは被疑カルテル後に見積り合わせがやり直しとなり、被疑カルテルによる売上額がない模様（やり直し前の合意だけで違反なので排除措置命令はするという論理の模様）
 - ・ (2) 仙台空港向けは、課徴金計算をして100万円以上となった会社がなかった模様（7条の2第1項ただし書）
 - ・ 追記：損害保険ジャパンは、「免除」と表示されたので、100万円以上であったが免除されたので課徴金がなかった模様。東京海上日動火災保険は、100万円未満。
 - ・ 3 「東急向け」と「仙台空港向け」のほかに、令和5年12月から立入検査等をしている6の企業・団体向けの部分について、さらに調査を続ける。
 - ・ 令和5年12月19日 [立入検査等報道等]
 - ・ NHK
 - ・ 19日、公正取引委員会の立ち入り検査を受けたのは、損害保険大手の
 - ・ 「東京海上日動火災保険」
 - ・ 「損害保険ジャパン」
 - ・ 「三井住友海上火災保険」
 - ・ 「あいおいニッセイ同和損害保険」の4社と、
 - ・ 保険代理店2社です。

- ・ 関係者によりますと、これらの会社は、損保側が火災などのリスクを分担して引き受け、企業への保険金の支払いを共同で行う、「共同保険」と呼ばれる分野で、事前の話し合いによって契約企業から受け取る保険料を事前に取り決めるカルテルを結び、独占禁止法に違反した疑いがあるということです。
 - ・ また、東京都や独立行政法人との保険契約の入札で、事前に落札する会社や価格を調整する談合を行っていた疑いもあるということです。
- ・ 日経
- ・ カルテルを結んだ疑いが主に持たれているのは、損保各社が分担して保険金の支払い義務を負い、インフラ系などで保険金の支払いが巨額になるリスクを分散する「共同保険」。契約先は国内発電最大手の JERA やコスモエネルギーホールディングスといったエネルギー業界のほか、シャープ、京成電鉄、エネルギー・金属鉱物資源機構 (JOGMEC) の 5 社・団体。JOGMEC 側の保険代理店も調整に関与したとして立ち入り検査を受けた。

白石教授からレジュメに基づき説明が行われた後、概要、以下のとおり議論が行われた。

1 段ボールの件

- 本件では、700件近くの審査官側の証拠は出されているが、そのように多数の証拠というものがどのようなものか見てみたい。審判制度がなくなったことにより、命令取消訴訟では、提出される証拠について、実務上、これまでと変化が生じたのか。

東日本を1つの市場とみることについては、少しモヤモヤしたところもあるが、条件を同じくする複数の需要者群はまとめて1つの市場とすることも許されるという考え方によったものと理解した。ただ、東日本の需要者も、それ以外の地域のメーカーから調達することは可能だったのではないか。

遠州紙工業については、認識・認容があったということと行為の結果が考慮されて違反行為者とされたのかと思うが、価格引上げがあったとは明確には書かれていないように思われる。

- 審判制度が存在していた頃の審決取消訴訟では、裁判所に送付された審判段階での証拠は、裁判所で閲覧はできなかった。証拠の出し方についての実務的な変化については十分承知していない。

市場の画定方法については、私が「便宜的併合」と呼んでいるもので、北海道の需要者が東京のメーカーからは買わず、東京の需要者が北海道のメーカーから買わなかったとしても、実際の供給者のメンバーがそんなに変わらず地域による影響に差も無いということであれば、市場を併合しても弊害はなく、命令を取り消すほどの瑕疵はないということになると思われる。

遠州紙工業については、明確な合意がないけれども認定された事例ということになるのかもしれない。

- 競争の実質的制限について、シェアの高さとともに他の事業者からの牽制力の有無も判示しており、元々、この部分は公正取引委員会自身が審決の中でそのようなことを言っているが、本件のようなハードコアカルテルについて、合意があっても問題がない場合があるという間違ったメッセージを送ってしまうことが危惧される。むしろ、牽制力のある事業者が存在する場合には、そもそも実効性のない合意はする筈がないとして、合意の範囲自体を絞ることとするのが本来の在り方ではないか。

- 公正取引委員会としては、競争の実質的制限という用語は企業結合の場合と同じ用語が使われているので、ある程度牽制力についても触れざるを得なかったのかもしれない。

コンプライアンスの観点から、ハードコアカルテルをしても場合によっては大丈夫とされることについては確かに懸念があるかもしれないが、本件では、市場画定の部分はか

なり公正取引委員会に有利な判断がされており、その上で、競争の実質的制限のところでご挨拶程度に牽制力についても触れているようにも思われる。

結局の所、合意のところで絞るか、競争の実質的制限のところで絞るか、課徴金のところで絞るかということで、シグナルの発信の仕方、切り口はいろいろあるが、結論としてはそれほど困らないということかもしれない。

- 一部の支部については、中央からの連絡が認定されておらず、従前からの慣行があったとしか認定されていない。そうであれば、根拠となった情報交換の慣行についてもっと具体的に認定する必要があるのではないか。

○ 確かにそのような批判はあり得る。

2 損害保険の件

- 課徴金の減免申請について、減免申請をした場合に、公正取引委員会から追完を求められたりすることはあるが、申請の出し直しは、順位の変更の問題が生じてしまうことが多い。

本件において、東急と仙台国際空港の関係について、仙台国際空港は同じ東急グループなので、わざわざ分ける必要はなかったのではないか。分けることにより、課徴金の足切りが生じる可能性がある。

○ 一般論として、細かく分ければ、課徴金の足切りの問題は生じやすくなる。

- 公正取引委員会が本件に併せて公表したガイドライン的な留意点が興味深い。需要者側が組織として相手に対して共同行為を求めた場合には問題ないとする点について、本件のような保険についてはそのとおりのかもしれないが、例えば需要者がそのようなことを求めたとしても、その需要者のさらに川下に存在する需要者からすれば共同行為は問題であるという場合もあるのではないか。

○ 確かに、そのような可能性もあるかもしれない。

- 共同保険については、需要者側からすると、保険会社を1社に絞れない事情がある場合でも幹事とだけやり取りすればよいというメリットがあるが、今回の公正取引委員会のコメントにより、共同保険という仕組みを選ぶ需要者が減ってってしまうのではないか。

JERA やシャープの件では、各社の引き受け割合は決まっているので、保険料だけ競争を求めても、各社は保険料を引き下げても取引量は増えないので、保険会社にとって

は酷であると思われる。

- 公正取引委員会の理窟としては、需要者が供給者を1社に絞りたいなら、組織として求めるべきであるということなのだろう。
各社の引き受け割合が決まってしまう場合には、保険料を引き下げるインセンティブがないというのは、ご指摘のとおりかと思われる。
- 東急と仙台国際空港の関係については、仮に両者を別件でなくまとめて取り扱ったとしても、東急についてはカルテルの対象となる売上げがなかったように記載されているので、足切りの問題には影響しなかったと思われる。
公正取引委員会により示された留意点では、保険契約者について、保険仲立人の活用についても言及されているが、保険契約者自身がしっかり指図しないと意味がないのではないか。
- 足切りについてはご指摘のとおりであり、保険仲立人については、公正取引委員会は何とか競争してもらいたいのでいろいろなことを書いたのかもしれない。
- 需要者が競争を求めた場合には調整してはいけないという点について、エコステーションの事例では、需要者は競争を求めているので調整はしてはいけないということにならないか。
- 損害保険の事例で話題になっているのは、需要者が競争を求めないのであれば供給者側の共同行為は違反とならない、という話である。需要者が競争を求めた場合にどうなるかという段階で、エコステーション事件のように、供給者側が全て同一グループに属する場合にどうなるか、という論点となる。両者は別の論点である。